

滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和4年12月の民生委員の一斉改選に当たり、民生委員の定数を定数基準に応じたものとするため、滋賀県民生委員の定数を定める条例（平成27年滋賀県条例第7号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 民生委員の定数の範囲を改めることとします。
- (2) この条例は、令和4年12月1日から施行することとします。

滋賀県民生委員の定数を定める条例新旧対照表

旧		新	
民生委員法（昭和 23 年法律 198 号）第 4 条第 1 項の民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数の範囲内で知事が定めるものとする。		民生委員法（昭和 23 年法律 198 号）第 4 条第 1 項の民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数の範囲内で知事が定めるものとする。	
彦根市	123人以上262人以内	彦根市	135人以上287人以内
長浜市	122人以上260人以内	長浜市	129人以上273人以内
近江八幡市	112人以上262人以内	近江八幡市	123人以上287人以内
草津市	146人以上309人以内	草津市	167人以上354人以内
守山市	103人以上241人以内	守山市	119人以上278人以内
栗東市	89人以上209人以内	栗東市	102人以上239人以内
甲賀市	118人以上276人以内	甲賀市	130人以上304人以内
野洲市	66人以上155人以内	野洲市	73人以上171人以内
湖南市	78人以上183人以内	湖南市	86人以上202人以内
高島市	71人以上165人以内	高島市	73人以上170人以内
東近江市	115人以上244人以内	東近江市	125人以上266人以内
米原市	49人以上115人以内	米原市	52人以上122人以内
日野町	39人以上111人以内	日野町	42人以上120人以内
竜王町	20人以上59人以内	竜王町	22人以上63人以内
愛荘町	36人以上103人以内	愛荘町	41人以上118人以内
豊郷町	13人以上39人以内	豊郷町	15人以上43人以内
甲良町	12人以上36人以内	甲良町	13人以上37人以内

多賀町	13人以上38人以内	多賀町	14人以上41人以内
<p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 当分の間、本則の表長浜市の項中「<u>260人</u>」とあるのは「325人」と、同表東近江市の項中「<u>244人</u>」とあるのは「294人」と、同表米原市の項中「<u>115人</u>」とあるのは「<u>127人</u>」とする。</p> <p>3 省略</p>		<p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 当分の間、本則の表長浜市の項中「<u>273人</u>」とあるのは「325人」と、同表東近江市の項中「<u>266人</u>」とあるのは「294人」と、同表米原市の項中「<u>122人</u>」とあるのは「<u>129人</u>」とする。</p> <p>3 省略</p>	